

受理官庁 B A	ボスニア・ヘルツェゴビナ 知的財産機関	附属書 C B A
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	ボスニア・ヘルツェゴビナ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	1	
受理官庁は引用による補充を認めるか （P C T規則20.6）？	認める	
受理官庁は非公式ベースでカラー図面の 提出を認め、それを国際事務局に送付す るか？	認める	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか （P C T規則26の2.3）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に問合せされたい。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：兌換マルク（BAM）及びユーロ（EUR）	
送付手数料	BAM	50
国際出願手数料 ¹	EUR	1,417
30枚を超える1枚ごとの手数料 ¹	EUR	16
調査手数料	附属書D（E P）参照	
優先権書類の手数料 （P C T規則17.1(b)）	BAM	40
受理官庁は代理人を要求するか？	不要，出願人がボスニア・ヘルツェゴビナに居住している場合 要，出願人がボスニア・ヘルツェゴビナの非居住者である場合	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対して手続するために登録されている者	
委任状の提出要件の放棄		
受理官庁は、別個の委任状を提出する 要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	
受理官庁は、包括委任状の写しを提出 する要件を放棄しているか？	受理官庁に問合せされたい	

¹ この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される（附属書C (I B) 参照）。